

平成26年第7回（12月）議会定例会会議録

招集年月日	平成26年12月5日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成26年12月5日 午前10時02分		
閉議宣告日時	平成26年12月5日 午前10時31分		
応招議員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実
	4番 作田良一	5番 坂井 毅	6番 作田 毅
	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男
不応招議員	なし		
出席議員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実
	4番 作田良一	5番 坂井 毅	6番 作田 毅
	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成26年第7回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成26年12月5日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第30号乃至議案第48号及び報告第6号迄(一括上程)

(提案理由の説明、質疑、ただし議案第30号乃至議案第48号迄については委員会付託)

報告第6号(議題)

(委員会付託省略、討論、採決)

第4 議案第49号(議題)

(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

会 議 に 付 し た 事 件

- 議案第30号 平成25年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第31号 平成25年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第32号 平成25年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第33号 平成25年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第34号 平成25年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第35号 平成25年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 平成25年度川北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第6号 平成26年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 議案第37号 平成26年度川北町一般会計補正予算
- 議案第38号 平成26年度川北町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第39号 平成26年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 川北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 川北町児童館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 川北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第47号 川北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第48号 川北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第49号 川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて

《町民憲章唱和》

◇議長 作田 毅

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開会》

◇議長 作田 毅

只今から、平成 26 年第 7 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 02 分)

《会期の決定》

◇議長 作田 毅

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 10 日までの 6 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 10 日までの 6 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 作田 毅

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって、

7 番 山先守夫君、8 番 西野昇吾君、10 番 山本静男君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

続きまして、閉会中の議員の辞職許可の報告を行います。

去る 10 月 23 日付で願い出のあった澤田幸男議員の議員辞職についてであります。地方自治法第 126 条の規定により、議長において同日これを許可しましたのでご報告致します。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 作田 毅

日程第 3 議案第 30 号ないし議案 48 号及び報告第 6 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。本日ここに、平成 26 年第 7 回、議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、衆議院議員の総選挙や何かとご多用の中、ご出席を戴きまして、誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ち、町の近況について、少しご報告を致します。

先ず、前年度からの繰越事業についてでご座居ます。

「町道の安全施設整備工事」につきましては、三反田地区と橘地区の、歩道部分のカラー標示や、用水路への転落防止柵が、既に完了を致しております。

また、県営事業の「農業用水 再編対策事業・中島用水地区」は、国道 8 号線の西側で、町道中島・橘新線との交差位置から、上流の白山市との境まで、約 312 m の水路工事が、着手をされております。

次に、本年度の事業についてでご座居ます。

先ず、橘小学校と中学校の「普通教室へのエアコンの設置」と、「サン・アリーナの屋根の塗装改修」につきましては、既に工事を完了致しております。

また、中島・三反田間での「町道舗装改修工事」につきましては、来年の 1 月に完了をする予定で、建物の鉄骨工事を終えました「東部地区児童館建設工事」や、壱ツ屋地区での「防火水槽新設工事」、そして、天保島地区の「土地改良施設維持管理適正化事業」は、いずれも来年 2 月末の完成を目指し、順調に進捗を致しております。

「総合整備事業」によります、三反田地区と下田子島地区の集落道工事、そして、昨年に引き続き実施をしています、木呂場地区の「下水道機能強化工事」につきましては、今年度、防食工事をしており、共に来年 3 月の完成予定であります。

次に、本年度分の「農業用水 再編対策事業・中島用水地区」につきましては、繰越事業による工事区間の中で、水門 1 基の設置工事が発注されており、3 月の完了を予定致しております。

また、県道の四車線化工事につきましては、壱ツ屋交差点から壱ツ屋の浄正寺までの区間の、路盤工事と電柱の移設工事を終えまして、現在は、下先出からジャパンディスプレイまでの、歩道の拡幅工事が実施をされており、来年 3 月末の完成を目指し、進捗を致しております。

そのほかの事業では、百寿会館の送迎バスは、10 月末に納車をされ、既に利用をしており、また、防災行政無線につきましては、調査業務をほぼ終えまして、現在、設計の最中でありまして。

「住宅のリフォームや太陽光発電設備の設置助成」、「人間ドック助成」そして「区道等の LED 防犯灯整備助成」などは、申し込み件数がいずれも増加しており、それぞれ、計

画以上に進捗を致しております。

さて、町の基幹産業の農業についてでご座居ます。平成 26 年産米の全国作況指数につきましては、101 の「平年並み」ですが、石川県は 98 の「やや不良」で、夏の日照不足によりコメの品質が低下し、収量も減少したにも拘わらず、在庫の過剰感などから、米価は大幅に下落致しております。

一方、国は先月の 28 日、平成 27 年産米の生産数量目標を、前年比▲1.83%、14 万トン減の 751 万トンに致しました。また、同時に、在庫を平年並の水準まで落とす為の「参考値」を初めて公表致しまして、26 万トン削減の 739 万トンと致しました。

石川県は、2.2%減の 123,630 トンで、県内の自治体へは、まだ配分されておられません。現在、今後の行方、細部について注視をしているところでもあります。

それでは、12 月定例会に提案を致しました議案について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第 30 号から 36 号までの、平成 25 年度各会計の歳入歳出決算の認定について、ご説明を致します。

先ず「一般会計の決算について」であります。

歳入総額 3,950,711 千円、歳出総額 3,685,520 千円で差引 265,191 千円の黒字決算であります。実質収支につきましては、26 年度への繰越財源が、15,137 千円ご座居ましたので、差し引き 250,054 千円となります。

歳入について申し上げますと、町税は、全体の 36.9%を占めていますが、固定資産税の減少によりまして、24 年度に比べ、▲145,278 千円、率にして 9.1%の大幅な減少となっております。

一方、普通交付税は、町税の減少に加え、社会保障関係費などの増額に伴い、62,685 千円の増額となり、交付税を振り替えました所謂臨時財政対策債、288,600 千円を加えました合計でも、16.4%の増額となっております。

また、歳入に占めます一般財源比率は、65.3%、自主財源比率も 51.4%で、引続き高い率を維持致しております。

次に、歳出のうち建設事業は、「役場庁舎及び消防庁舎の空調設備等改修事業」、「農村総合整備事業」をはじめ、「農業基盤整備事業」、「町道等の舗装整備や LED 道路照明設置事業」、そして「中島小学校給食用昇降機整備事業」などで、国の補助事業等を活用し、公共施設や生活環境施設の整備と、適正管理に努めて参りました。

その総額は 613,775 千円で、国の緊急経済対策による、大型補正に呼応した事業の執行により、前年度に比べ 238,732 千円多く、63.7%の大幅な増額となっております。

その他の事業では、不妊症治療費に加え、新たに不育症治療も助成対象としたほか、18 歳までのお子さんと、75 歳以上の高齢者への医療費助成、住宅のリフォームや太陽光発電システムの設置費助成、そして各種予防接種や人間ドッグ助成など、これまでの事業も継

続して実施を致しております。

また、引き続き、自主防災組織の活動や、防災士の育成支援を行うほか、防災行政無線に係る基本設計も実施するなど、「教育と福祉の充実」、「安全・安心」な町づくりに、取り組んで参りました。

更に、後年の財政負担に鑑み、公債費の繰上償還も実施しております。

このような中、長引く景気の低迷により、歳入に占めます町税の減少が見られましたが、経常経費等の節減に努めた結果、159,456千円を新たに基金に積み立てた上に、大幅な黒字決算を結ぶことが出来ました。

なお、基金などの総額は、2,610,361千円で、これまでの最高額となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計でご座居ますが、歳入総額 546,144 千円、歳出総額 514,965 千円で差引 31,179 千円の黒字決算となり、24 年度に比べますと、歳入で▲1.9%、歳出で▲1.8% の、いずれも減額となっております。

次に、簡易水道事業等特別会計は、歳入総額 30,249 千円、歳出総額 28,563 千円で差引 1,686 千円の黒字決算であります。

次に、農業集落排水事業特別会計は、歳入総額 185,561 千円、歳出総額 179,468 千円で差引 6,093 千円の黒字決算であります。

次に、介護保険事業特別会計は、歳入総額 441,277 千円、歳出総額 413,462 千円で差引 27,815 千円の黒字決算であります。

次に、介護保険サービス事業特別会計は、歳入総額 61,126 千円、歳出総額 60,261 千円で差引 865 千円のこれも黒字決算であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額 51,426 千円、歳出総額 50,642 千円で差引 784 千円の黒字決算であります。この会計は、ご承知の通り徴収した保険料などを広域連合に納めるという、収支が 0 となる性質を持った、会計であります。

以上が、平成 25 年度、各会計の決算の概要であります。

次に、報告第 6 号「平成 26 年度一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。今月の 2 日に公示され、14 日に投・開票が行われます、衆議院総選挙の執行経費として、5,000 千円を 11 月 25 日に専決を致しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、報告するものであります。

次に、議案第 37 号「一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正額は 46,000 千円で、予算の累計額は 3,726,000 千円となります。

内容につきましては、総務費では、国の補助を受け、百寿会館の屋根に設置致します、太陽光発電システムの実施設計費に、2,100 千円を計上するほか、区道等の LED 防犯灯整備事業補助金は、当初計上した以上の申請が見込まれますので、1,300 千円を追加致します。

民生費では、百寿会館の耐震補強工事計画の作成と、実施設計業務費に、1,280千円を補正致します。なお、教育費でも、西部地区学供施設で、同様に735千円を計上致します。

衛生費では、「短期人間ドック」の利用者が増えており、5,000千円を追加補正致します。

農林水産業費では、農地台帳の項目の追加と変更に加え、固定資産税台帳及び、住民基本台帳との照合の為の、システムの整備費用として、11,000千円を補正致します。

また、地域農業の担い手となる農業者が整備する、農業機械などの購入費補助金に2,010千円、そして、国の経営所得安定対策による、米価の下落補償との差額分として、1俵当たり200円を出荷農家に助成する費用に、10,000千円を補正致します。

土木費では、「住宅用リフォーム助成事業補助金」は、当初計画した以上の申請が見込まれますので、2,000千円を追加するほか、町道のLED防犯灯修繕費や、道路境界の目安となる視線誘導標識の設置費などに、1,450千円を補正致します。

消防費では、転入世帯に配布する、非常持ち出し袋セットの購入に加え、水やカンパンの更新費用に、2,145千円を補正致します。

このほか、人事院勧告に基づき、不足する特別職並びに一般職の給与費などを補正致します。

これらの財源につきましては、国・県支出金と繰越金を充当致しております。

次に、議案第38号「国民健康保険特別会計」の補正予算でご座居ますが、一般被保険者の高額療養費が不足しますので、2,040千円を追加補正し、その財源に、国・県支出金と繰越金を充当致しております。

次に、議案第39号「簡易水道事業等特別会計」の補正予算は、繰越金を修繕費と電気料に充当する補正であります。

次に、議案第40号「一般職の職員の給与に関する条例」、41号「特別職の職員の給与等に関する条例」、42号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」、そして、43号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の、以上4条例のそれぞれ一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく給与水準の改訂で、一般職の月給につきましては、4月に遡り平均0.3%引き上げるほか、12月に支給する一般職の勤勉手当並びに、特別職の期末手当を、0.15ヶ月分引き上げるなどの改正であります。

また、給与制度の総合的見直しにより、一般職の給与水準を平均2%引き下げる改正につきましては、平成27年4月1日から施行致します。

次に、議案第44号「児童館設置条例の一部を改正する条例」についてでご座居ます。

本年、8月20日に着工を致しました「東部地区児童館」は、来年の2月末に完成予定でありますので、設置条例に、名称と位置を加える改正で、平成27年3月1日から施行致します。

次に、議案第45号「国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、健康保険法施行令等の改正により、産科医療保障制度における掛金の額を見直すこと及び、出産育

児一時金の総額を、維持することに伴う改正で、平成 27 年 1 月 1 日から施行致します。

次に、新たに 3 つの条例を制定致します。

議案第 46 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、47 号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、そして、48 号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の、3 つの条例は、子ども・子育て支援について、平成 27 年 4 月 1 日から、新制度の本格的な実施が予定されており、その運営に関する基準を、新たに条例で定めるものであります。

今回の条例の制定では、町の保育所の運営や利用については、何ら変わることはご座居ませんが、放課後児童クラブ、所謂、学童保育につきましては、現在、利用できる児童は「小学校に就学している概ね 10 歳未満の児童」であります。今後は「小学校に就学している児童」が対象となります。

これら 3 つの条例は、いずれも、平成 27 年 4 月 1 日から施行致します。

以上が、12 月議会定例会に提案を致しました、議案の概要であります。

何卒、慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 作田 毅

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 作田 毅

これから、只今、一括上程されております議案第 30 号ないし議案 48 号及び報告第 6 号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております議案第 30 号ないし議案 48 号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号ないし議案 48 号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◇議長 作田 毅

次に報告第 6 号を議題とします。

《委員会付託省略、討論、採決》

◇議長 作田 毅

お諮りします。本案件については、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、報告第6号を採決します。

報告第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立8名)

はい、起立全員であります。

したがって、報告第6号は、原案のとおり可決されました。

◇議長 作田 毅

日程第4 議案第49号を議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。それでは人事案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第49号「固定資産 評価審査委員会 委員選任につき同意を求める事について」でご座居ます。

委員の小竹 隆さんは、この12月20日で任期が満了致します。

現在、2期目でご座居ますので、再度、小竹さんを選任致したく、地方税法第423条第3項の規定により、提案するものでご座居ます。

議員各位のご同意を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇議長 作田 毅

これをもって、提案理由の説明を終わります。

只今、議案となっています議案第49号については人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これから、議案第49号「川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める事について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 8 名)

はい。起立全員であります。

したがって、議案第 49 号は、同意することに決定しました。

《閉議》

◇議長 作田 毅

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、明 12 月 6 日から 12 月 9 日までを休会とし、12 月 10 日午前 10 時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 10 時 31 分)